

(青葉上・青葉南・青葉北・佐野)

全戸配布

※地すべり防止区域内での行為は制限があり許可が必要な場合があります。(大内佐野東, 高田, 青葉)

許可が必要な主な行為の例

地すべり防止区域指定

昭和33年10月31日(農水省告示第838号) A=146.8ha

昭和44年11月11日(農水省告示第1761号) A=84.41ha

- (1) 地表から **2メートル以上の掘削** (樹木の伐採のための仮設道路など)
 - (2) 井戸, 杭, 水路などの **施設から5メートル以内の掘削**
 - (3) 1平米あたり **10トン以上の施設又は工作物**
- その他, 不明な点は下記までご連絡ください。



宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部水利施設保全班 (内線483)
管理指導班 (内線477)

丸森町建設課 0224-72-3032

住所: 柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111

(青葉上・青葉南・青葉北・佐野)
全戸配布

地盤に変状（地割れ・沈下）を見つけたら・・・
速やかにご連絡ください！
(伊具郡丸森町佐野東・高田・青葉の皆様へ)



地すべり対策
(地下水低下) → 井戸設置



昭和33年に地すべり等防止法の国（農林大臣）指定を受け、県による地すべり防止対策として、井戸、抑止杭、水路などの対策を行ってまいりました。地すべりは一時的におさまっていますが、なお地盤などに異常を見つけた際には、地割れなどの補修をする前に下記までご連絡下さい。

(事前の兆候の例)

- ・山の斜面に亀裂が入った
- ・今まで涸れたことのない湧き水が涸れた
- ・湧き水が急に増えた
- ・井戸水が濁った
- ・川の水位が下がった
- ・地鳴りがする



地すべり対策（土砂抑止）
→ 鋼管杭地中打設



宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部水利施設保全班（内線483）丸森町建設課 0224-72-3032
管理指導班（内線477）

住所：柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111